

令和4年度 安全管理者選任時研修のご案内

(一社)新潟県労働基準協会連合会

平成18年の労働安全衛生法の改正により、安全管理者の選任要件として、従来の学歴と実務経験に加え、厚生労働大臣が定める研修(以下「安全管理者選任時研修」という。)を修了していることが必要となりました。

当連合会では、今年度も「安全管理者選任時研修」を下記により計画しましたので、ご案内いたします。

1 開催日時及び開催場所

開催日	時間	開催場所	定員
4月14日(木)～15日(金)	9:00～16:40	上越市高土町3-1-15	80名
	9:00～12:10	上越人材ハイスクール	
5月12日(木)～13日(金)	9:00～16:40	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1560-3	80名
	9:00～12:10	安全衛生教育センター	
6月13日(月)～14日(火)	9:00～16:40	柏崎市大字劔字下境井908	80名
	9:00～12:10	上・中越教育センター	
7月7日(木)～8日(金)	9:00～16:40	三条市須頃1-17	80名
	9:00～12:10	燕三条地場産業振興センター	
10月27日(木)～28日(金)	9:00～16:40	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1560-3	80名
	9:00～12:10	安全衛生教育センター	

※ 定員になり次第締め切らせていただきます。

2 講習内容

	時間	科目	一部免除者
第一日目	9:00～10:30	関係法令	
	10:45～14:55 (途中 休憩1時間)	安全管理	B① 安全管理者能力向上教育(初任時)修了者
	15:10～16:40	安全教育	B② 職長等教育講師養成講座修了者 又は職長・安全衛生責任者教育 講師養成講座修了者
第二日目	9:00～12:10	・危険性・有害性等の調査及び その結果に基づき講ずる措置 ・労働安全衛生マネジメント システム	B③ リスクアセスメント担当者研修 とマネジメントシステム担当者 研修修了者

注)

- 一部免除者B①又はB②該当者は、第1日目の9:00～10:30と第2日目の受講となります。
- 一部免除者B③該当者は、第1日目のみの受講となります。
- 一部免除者B①とB③又はB②とB③該当者は、第1日目の9:00～10:30のみの受講となります。

3 受講料（消費税込）

- (1) 全科目受講者 A 18,150円（テキスト代 1,650円含む）
(2) 一部免除者
B①、B②、B③いずれかの該当者 11,550円（テキスト代 1,650円含む）
B①とB③又はB②とB③の該当者 8,250円（テキスト代 1,650円含む）

4 受講料振込先

第四北越銀行 県庁支店 普通預金 1242612

シヤ、ニイガタケンロウドウキジュンキョウカイレングウカイ

口座名義 （一社）新潟県労働基準協会連合会

- ※ 納付された受講料につきましては、原則として返却いたしません。
※ 振込手数料は受講者負担とさせていただきます。

5 受講申込み先

開催日	申込先	TEL	FAX
4月14日 4月15日	（一社）新潟県労働基準協会連合会 高田支部 〒943-0803 上越市春日野1-5-10 2F	025-523-9595	025-522-9599
5月12日 5月13日	（一社）新潟県労働基準協会連合会 新潟支部 〒950-0965 新潟市中央区新光町6-4 新潟県トラック総合会館 4F	025-250-7572	025-250-7584
6月13日 6月14日	（一社）新潟県労働基準協会連合会 長岡支部 〒940-0085 長岡市草生津1-2-28 ドルミ・リバーサイド 1F-101	0258-35-3679	0258-35-9711
7月 7日 7月 8日	（一社）新潟県労働基準協会連合会 三条支部 〒955-0055 三条市塚野目2-5-10	0256-32-5130	0256-33-5110
10月27日 10月28日	（一社）新潟県労働基準協会連合会 新潟支部 〒950-0965 新潟市中央区新光町6-4 新潟県トラック総合会館 4F	025-250-7572	025-250-7584

別紙「安全管理者選任時研修受講申込書」に必要事項を記入の上、自動車運転免許証の写し、受講料の振込書の写し及び一部免除該当者は資格証の写し等、必要な写しを添付して、FAXでお申込み下さい。

なお、受講票は後日FAXにて送付いたします。

6 修了証

本研修を修了した方には、修了証を交付します。

7 問合せ等

この講習についての問合せは、上記申込先の各支部へお尋ねください。

参考

安全管理者を選任しなければならない事業場

※ 労働者数が50人以上の事業場で、次の業種

林業、鉱業、建設業、運送業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、通信業、熱供給業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、清掃業、燃料小売業、家具・建具・じゅう器小売業、自動車整備業、機械修理業、旅館業及びゴルフ場業

